

令和2年度第4回多摩市子ども・子育て会議における質問への回答

No.	審議及び報告資料番号	質問内容	回答
1	審議資料1「第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更について」	確保量を変更したときに、事業者にはどのような影響があるのでしょうか。	<p>計画上の確保方策（供給）については、各施設の利用定員数を基に算定を行っています。今回、利用定員数を変更（減少）させる施設は、新制度幼稚園となっており、新制度幼稚園の運営費は、各施設が定める利用定員数により公定価格の単価が決定し、その単価に対し、入所児童数をかけ合わせて算出され、施設の収入となっています。また、公定価格の単価については、利用定員数が少ないほど単価自体は高くなるよう設定されています。</p> <p>また、職員の配置基準については、施設の利用定員数に応じた人員配置が必要となり、利用定員数が多ければ多いほど、配置しなければならない職員数も多くなってきます。</p> <p>今回の各施設からの要望に基づいた利用定員数の変更は、子どもの人数の減少や、幼稚園の入園希望者数の減少に伴う変更となっており、利用定員数を減少させることで、実際に入園する子どもの人数に応じた職員の配置を行うことができます。</p> <p>そのため、事業者にとっては、利用定員数を下げることで、公定価格の単価を上げ、施設の収入を増やすことができるだけでなく、職員配置に伴う人件費の増を抑えることができます。</p>
2	審議事項1「第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更について」	今後も全体的に減少傾向にあると思われるので、事前に計画の見直しをお願いいたします。	<p>令和3年4月一次の入所申請者は、昨年度と比較し161人減少しており、特に0歳児と2歳児クラスの申請者数が減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思いますが、出生数の減少が大きく影響しているものと考えています。</p> <p>出生数については、令和2年1月1日時点では、894人だったところですが、令和3年1月1日時点では787人となっており、約100人減少しています。</p> <p>現在多摩市では、令和3年4月に待機児童を解消すべく、利便性の高い駅周辺に認可保育所等の整備を進めていますが、今後、計画上の数値と実際の数値に乖離が生じた場合は、適宜計画上の数値の見直しを行って参ります。</p>
3	審議事項1「第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更について」	施設利用の定員数を減らし入所出来なかった子どもは保育所へ流れていくようになりますか？ 今回の申請時期で、このような流れがありましたか？	<p>毎年幼稚園の新規入園に係る願書の配布については10月15日頃から開始し、入園の申込は11月1日から始まります。今回実施する計画上の確保方策の変更については、各施設において令和3年4月の新規入園受付を行ったうえで、利用定員の変更に係る要望を受け付けていますので、定員数を減らしたことで、幼稚園を希望する方が入園できなかったということはありませんでした。</p>

4	<p>審議事項1「第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更について」</p>	<p>コロナの影響もあるのでしょうか。保育園、幼稚園ともに申請者数の減少が気になります。出生数も大幅に落ちています。多摩市として対策を早急に検討すべきだと思います。</p>	<p>令和3年4月一次の保育所入所申請者数は、昨年度796人だったところが635人となり、161人減少しています。クラス年齢別にみると、申請者数の減少が顕著にみられるのが、0歳児クラスと2歳児クラスであり、0歳児クラスでは、昨年度258人だったところが、181人となり77人の減少、2歳児クラスでは162人だったところが98人となり、64人減少しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響については、ある程度影響したものとは思いますが、少子化による出生数の減少が大きく影響しているものと考えられます。</p> <p>0歳児の人数については、令和2年1月1日時点では894人だったところが、令和3年1月1日時点では787人となり、約100人出生数が減少しているため、このことが申請者数の減少に大きく影響しているものと考えられます。</p> <p>現在多摩市では、利便性の高い駅周辺に認可保育所整備を進めており、令和2年4月には聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリアに60名定員の認可保育所を2園整備し、令和3年4月には、永山駅周辺エリアに60名定員の認可保育所を1園、多摩センター駅周辺エリアには、65名の定員拡大を図ったうえで認可保育所を移転設置するとともに、12名定員の小規模保育所を設置することで、令和3年4月に待機児童ゼロを達成するため、保育枠の確保を行っています。</p> <p>待機児童ゼロを達成した後は、待機児童ゼロ維持に向けた保育施設との調整や、シティセールスとして、待機児童ゼロを市外に向けて発信し、少子化対策を行っていきたく考えています。</p>
5	<p>審議資料1「第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更について」</p>	<p>①計画はもともと見込みの数字であって、募集をかけた結果数字が固まってきたことから、実施計画の数字として変更することなどだろうと認識しました。また、②22年度以降の計画数値は、修正後の数字に変更することなども、審議事項に含まれているということだろうと考えます。</p> <p>そのような認識から、審議案件の資料は、個々の委員の認識を問わない形で資料に基づいて承認する形式となっているようですから、今後は、①、②のように審議の対象を明示していただくのが妥当かと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、対面形式ではなく書面形式という形で会議を開催させていただきました。</p> <p>対面形式では、各委員が一堂に会し、事務局からの説明を聞くことで共通認識を図り審議を行うことができますが、書面形式では同様の方法で行うことができませんので、今回、各審議・報告資料の説明用として補足資料を同時にお送りしました。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の会議運営の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>報告資料1-2【(仮称)子ども・絵若者総合支援条例の制定に向けた進捗について②】 条例の骨子(事務局案・たたき台)</p>	<p>第8条「切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」(1)「子ども・若者を支援する者は、子ども・若者の年齢や制度の狭間で支援が途切れないよう、成長過程に応じた連携・支援を行うよう努めること。」という部分を、「子ども・若者を支援する者は、子ども・若者の年齢や制度の狭間で支援が途切れないよう、個々の成長過程や障がいや疾病の有無及びその程度に応じた連携・支援を行うよう努めること。」に変更することを提案する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>(仮称)子ども・若者総合支援条例については、現在外部委員で構成する子ども・若者総合支援条例検討委員会にて検討を進めているところです。</p> <p>この条例の子ども・若者は、障がいや疾病の有無に関わらず全ての子ども・若者を対象としていることから、ご提案いただいた意図については、現段階の文案の中に含まれていると考えております。また、今回お示した骨子案は、検討委員会で議論を重ねている検討途中の内容ですので、引き続き修正を重ね、条例素案として取りまとめまいります。</p>

7	<p>報告資料1-2【(仮称)子ども・絵若者総合支援条例の制定に向けた進捗について①】 子ども・若者への意見収集結果</p>	<p>児童館、高校生、若者オンラインでのヒアリング内容はうなづける内容が多く、条例にそのまま盛り込むことはないとのことだが、大いに参考にし具体的反映してほしい。</p>	<p>本条例は理念条例であり、具体的な施策を規定するものではないため、ヒアリングやワークショップでの子ども・若者の意見をそのまま条文に反映することは難しいと考えておりますが、子ども・若者総合支援条例検討委員会にて、結果を共有し、子ども・若者の意見を踏まえた上で、条例素案を検討してまいります。</p>
8	<p>報告資料1-2【(仮称)子ども・絵若者総合支援条例の制定に向けた進捗について②】 条例の骨子(事務局案・たたき台)</p>	<p>子ども・若者を支援する「福祉職」について、「福祉職」とは具体的にどのような職か？</p>	<p>子ども・若者総合支援条例検討委員会にてご意見いただいた内容であり、福祉職の詳細までを特定していません。子ども・若者支援に関連する福祉職全般を想定しご発言いただいたものと認識しています。</p>
9	<p>報告資料2「令和3年度4月1次保育所入所申請状況について(速報)」</p>	<p>保育所の最終結果を地域が分かる形で報告してほしい。</p>	<p>入所状況の最終結果(待機児童)の状況は4月1日時点の内容となるため、令和3年度についても第1回会議において年齢別、地域別の報告をいたします。</p>
10	<p>報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」</p>	<p>▽永山小学童クラブの定員70人に対し82人の申請者数 ▽入れる児童の選び方、入れなかった児童の移動支援について ⇒移動支援の問題は、障がいがあり、ひとりで学校外の学童に通えない児童の家庭では毎年起きている。そのため、障がいを持っている児童に対して対策を図ってほしい。 対策例として、障がいがあり、六年生まで学童に通いたい児童は、 ・学校敷地内の学童に優先的に入れるようにする。 ・学校外学童になった場合は、移動支援を学校と学童が連携して行う。学校は学校の門まで送り、学童は対象児童の加配職員の分の1名が学校門まで迎えに行く。 切れ目ない支援を目指す中に、このような個々の配慮は必要である。 この問題は、少数の個人の問題であるかもしれないが、東京都が目指し始めているインクルーシブを考えると、インクルーシブとは1人の課題をみんなで取り組むことでもあるため、子ども・子育て会議でも、この問題を取り上げて、委員の方々からも意見をいただいたり、できるだけたくさんの方々にこの問題を知っていただき、一緒に考えていくことが、これからの多摩市が住みやすくあたたかい市になるために必要であるかと思う。</p>	<p>障がいがある児童については、令和3年度の入所申請時より、特別支援学校に通学している児童に対する加点の増加や、身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている場合は種別や級に応じ、新たな加点を行い、より入所しやすい審査基準としました。こうした配慮がされているため、前年度よりは第1希望に入所しやすくなっています。しかしながら、当該児童を含めた全体の申請状況によっては、第1希望の学童クラブに入所できずに、第2希望等の学童クラブをご案内している実態となっています。 さらに移動支援については、学童クラブの登降所は保護者の責任において行っていただくことが前提となっており、現状では難しい状況です。これまで同様のケースがあった場合には、ファミリーサポートセンターの申し込みや、親せき等に依頼するなど保護者の責任で行っていただいています。一方で、障害福祉の観点からもこうした場合の移動支援について、情報共有のうえ考えていく必要があると捉えています。 したがって、様々なケースを想定するとともに「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」等も考慮し、今後の対応について検討してまいります。</p>
11	<p>報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」</p>	<p>その他の報告についての意見は、会議の補助資料でよく理解できたように思いますが、例えば、学童クラブの報告書のようにINGの事案の場合は、大きな枠組みのロードマップはこうしますが、現状の取り組みを報告しますといったスタンスが分かるかと丁寧かなと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。学童クラブ入所申請状況については、ご意見の通り記載の時点での数値の報告となっています。 いただきましたご意見については、今後の資料作成の参考とさせていただきます。</p>

12	報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」	<p>学童クラブの最終結果を、学校・学年が分かる形で報告して欲しい。 児童館の直接来館とランドセル来館の特徴と内容を、もう一度整理して教えて欲しい。</p>	<p>①例年、第1回の会議において、学童クラブ別・学年別の入所（待機）状況の報告をしていますが、その他に学校・学年まで必要かどうかは、あらためて検討させていただければと考えています。 ②児童館直接来館とランドセル来館の特徴と内容について ＜ランドセル来館＞ 学童クラブの待機児童対策として実施。 【対象】学童クラブの申請をした方で、第1希望の学童クラブに入所できなかった方 【利用方法】事前に申込みをし、来館予定日や連絡方法等を確認する。来館時にランドセルを預かり出席確認する。来館予定日に来館が無い場合は、確認をする。来館後は一般来館と同様。 【定員】対象者全員</p> <p>＜児童館直接来館＞ 放課後の児童の居場所充実のために児童館の事業として実施。 【対象】小学生（学童クラブを申請した方は除く）で、直接来館する理由のある方。 【利用方法】事前に説明を聞いた上で、登録。利用時に学校確認済の利用届を児童館に持参。児童館来館後は一般来館と同様。 【定員】登録各館20名</p>
13	報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」	<p>「障がい福祉の観点からもこうした場合の移動支援について、情報共有の上、考えていく必要があると捉えている。したがって様々なケースを想定すると共に、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことができるまちづくり条例等も考慮し今後の対応について検討する。」 ということで、移動支援に困っている保護者からしたら、ずっと費用が個人負担でファミサポを使うように言われているので、少し前進していると期待できました。今後の対応に検討して下さるということですが、現在の検討されている内容、状況を教えてください。 ※移動支援に関しては、毎年困る親子がいらっやっていますが、なかなか解決にすすみません。テスト試行でも良いので、早急な対応が求められています。</p>	<p>学童クラブの登降所については、保護者の責任でお願いしています。その中で、お子さんの状況によっては送迎が必要で、ファミサポやその他の送迎支援事業者等をご案内していますが、マッチング等で保護者の方がご苦労されていることも認識しております。この課題は、学童クラブ、受託法人も含めて、障害福祉部署とともに考えていかなければならないため、応急的、中長期的な観点から対応策について、公平性、合理的配慮を踏まえ検討しているところで</p>
14	報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」	<p>市が移動支援にすすめているファミサポについてですが、ファミサポも登録者が利用したい地域に居たとしても、実際に動いている方はとても少なく、ほとんどがご高齢になって名前だけ登録している方が多いようです。そうなると、ファミサポさんの取り合いになり、遠くのファミサポさんしかいなければ、交通費等金額が大きくなります。 児童青少年課の皆様は、この現状を把握されていますでしょうか？ 移動支援が必要な保護者は、移動支援をしてくれる人を探す苦勞をし、さらにファミサポを使えば多額の費用を自己負担をしなければならない。 これは、とても平等とは思えず、切れ目ない支援を受けられていない、子育て支援がきれてしまっている状況ではないでしょうか？ 働いても、移動支援に使うファミサポの費用に働いた賃金の多くをつかわなければいけないのは、公平さに欠けるのではないのでしょうか？</p>	<p>学童クラブの登降所については、保護者の責任でお願いしています。その中で、お子さんの状況によっては送迎が必要で、ファミサポやその他の送迎支援事業者等をご案内していますが、マッチング等で保護者の方がご苦労されていることも認識しております。移動支援の費用についても、ご負担が生じているところもあるかと思えます。しかしながら、移動支援の部分だけをとらえるのではなく、ご家庭や児童の状況を全体的に俯瞰した上で、公平性を考えていかなければいけないと認識しています。</p>

15	報告資料5「令和3年度学童クラブ入所申請状況について」	<p>指数のつけ方についても、根本的な見直しが必要なのかもしれません。 基本はハンディキャップや手帳の有無を問わず、児童の個々の状態に応じて必要な支援があれば、それを提供するのが社会の義務です。 学童の指数は保護者の就労やご家庭の状況を点数にしていますが、それとは別に実際の児童の状態に応じて必要な支援は講じるべきではないでしょうか？ 手帳や児童の評価、疾患等の情報はあくまで目安であって、それで必要な支援をコーディネートできるのであれば良いですが、その指標だけでは判断できない場合には、他の手段でその状況を判断するということを行政は怠ってはいけないのではないのでしょうか？</p>	<p>入所選考基準表の指数については、「家庭の状況」「保護者の状況」「児童の状況」を指数化しています。5・6年生の受け入れについて「平成30年度第1回子ども・子育て会議」で審議された時にも、「低学年児童への配慮」ということで、その点を配慮した点数付けとなっています。そして、令和3年度入所に際して、基準表を見直し、特別支援学校・学級や手帳の所持状況によって点数を細分化しています。基準表につきましては、社会状況等を踏まえ、公平性、合理的配慮の両面を見直していますので、今後も引き続き検討していきます。</p>
----	-----------------------------	---	--